

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 6歳から18歳に達するまでの者_____をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第24条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1) <u>淫行</u>又はわいせつ行為</p> <p>(2) <u>賭博行為</u></p> <p>(3) 麻薬、<u>覚醒剤等</u>の使用</p> <p>(4) 飲酒又は喫煙</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 6歳から18歳に達するまでの者<u>(婚姻した者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第24条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。</p> <p>(1) <u>いん行</u>又はわいせつ行為</p> <p>(2) <u>とばく行為</u></p> <p>(3) 麻薬、<u>覚せい剤等</u>の使用</p> <p>(4) 飲酒又は喫煙</p>

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）新旧対照表

改正後

現行

- (5) トルエン並びに酢酸エチル，トルエン又はメタノールを含有するシンナー，接着剤，塗料及び閉塞用__又はシーリング用の充填料__の不健全な使用
- (6) 入れ墨を施す行為

- (5) トルエン並びに酢酸エチル，トルエン又はメタノールを含有するシンナー，接着剤，塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料の不健全な使用
- (6) 入れ墨を施す行為

別表（第9条関係）

左欄	右欄
1 (略)	(1)～(5) (略)
2 性交又はこれに類する性行為で、右に掲げるもののいずれかを被写体とした写真，図画又は映像（陰部を覆い，ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）	(1) 男女の性交又は性交を連想させる行為 (2) <u>不同意性交等</u> その他の <u>陵辱行為</u> (3) 同性間の性行為 (4) 変態性欲に基づく性行為

別表（第9条関係）

左欄	右欄
1 (略)	(1)～(5) (略)
2 性交又はこれに類する性行為で、右に掲げるもののいずれかを被写体とした写真，図画又は映像（陰部を覆い，ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）	(1) 男女の性交又は性交を連想させる行為 (2) <u>強かん</u> <u>その他のりよう</u> <u>辱行為</u> (3) 同性間の性行為 (4) 変態性欲に基づく性行為